

# 在宅医療のQ & A



## Q1 在宅医療のメリットは何ですか。

A1 在宅医療の最大のメリットは、最も気持ちが安らぐ住み慣れた環境で療養できるので、自分らしい生活ができることです。入院時のように、面会や消灯の時間等に制限されたり、隣のベッドに入院する方を気にかけることなく、ご家族や、ペットとも共に過ごすことができます。また、ご家族も生活のペースを保ちながら在宅での介護を継続することも可能です。

## Q2 「訪問診療」と「往診」は同じですか。

A2 「訪問診療」は、在宅療養をしている患者さんを、計画的に訪問して診療を行うことです。「往診」は、通院することのできない事情のある患者さんの自宅に訪問して診療を行うことです。

## Q3 在宅医療を受けることができるのは、どんな場合ですか。

A3 まず、病院や診療所の外来へ通うことが難しくなった場合です。また、病院で入院し療養していても、住み慣れた自宅で過ごしたいと希望された場合にも、在宅医療を受けることができます。

## Q4 在宅医療・介護の費用はいくらかかりますか。

A4 診療の回数や緊急の往診や処置種類等によりちがいますが、医療費は通常、医療保険の適用になりますので、ご加入の医療保険での負担額となります。ひと月の金額が高額であれば、定められた限度額までの負担になります。また、訪問看護や介護サービスに、介護保険が適用される場合は、介護保険の自己負担額が必要になります。  
その他、薬代、ガーゼ等、福祉用具の購入やレンタルの費用等、必要に応じて費用がかかることがあります。

## Q5 在宅医療を受けるまでに、何を準備すればいいですか。

A5 かかりつけ医や病院のソーシャルワーカー、ケアマネジャー等にご相談ください。療養される方の状態やご自宅の環境から、必要に応じて、医療機器の準備、福祉用具の購入やレンタル、住宅改修が必要となる場合があります。なお、介護保険で福祉用具購入費や住宅改修費の支給を受ける場合はケアマネジャーなどからの申請が必要です。購入や工事の前に必ずご相談ください。

## Q6 在宅医療の相談や説明を受けたいときはどうすればいいでしょうか。

A6 かかりつけ医のいる方は、まず、かかりつけ医にご相談ください。病院に入院中の方は、病院の地域連携室のソーシャルワーカー（医療相談員）に相談してみてください。  
また、かかりつけ医がいない方は、お住まいの地区の地域包括支援センターや、ケアマネジャーにも相談していただけます。

## Q7 退院して在宅療養に移ると、もう入院できないのでしょうか。

A7 在宅療養中の方でも、入院が必要な状態になったり、在宅ではできない検査を行うために入院することもあります。また、ご本人やご家族の希望で入院することもできます。かかりつけ医にご相談ください。

## Q8 家族に負担がかかるのではないですか。

A8 療養中の方の状態にもよりますが、訪問の時に、毎回ご家族が付き添う必要はありません。また、さまざまな医療や介護のサービスを利用して、介護の負担を減らすこともできます。介護に疲れた時や用事ができた時には、短期入所の施設を利用することもできます。

### Q9 在宅療養中、急に体調が悪くなった時はどうしたらいいですか。

A9 在宅療養を始める時には、在宅主治医や訪問看護師が、24時間対応可能かどうかご確認ください。24時間対応でなくても、緊急時には連携している医師や看護師に連絡をとる体制がある医療機関もあります。

### Q10 ひとり暮らしでも在宅療養できますか。

A10 ご本人の希望があれば不可能ではありません。ただし、病状や自宅等の環境によって困難なケースもありますので、かかりつけ医や病院のソーシャルワーカー、ケアマネジャー等にご相談ください。

### Q11 痛みが強い場合にも、自宅で療養できますか？

A11 がん末期等の痛みには、痛み止めのほかに、痛みを和らげる麻薬を、自宅でも使用することができます。最近では、使い易い麻薬ができていて、口から飲むものや、座薬として使うもの、貼り薬、注射などの方法で使用することができます。痛みが強うつらい場合には、主治医に相談してください。

### Q12 ケアマネジャーさんは、どんなことをしてくれますか。

A12 ケアマネジャーは、介護保険を利用する際に、利用する方ご本人やご家族と相談しながら、適切なケアプランを作成し、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。また、ご本人やご家族が介護の申請ができない時に代理申請することもできます。

### Q13 歯科治療も在宅でもしてもらえますか。

A13 訪問診療を実施している歯科医師や歯科衛生士が、ご自宅等に機材を持ち込んで、訪問診療することができます。かかりつけの歯科医院があればまずはこちらにご相談ください。訪問診療を行っていない場合は、桑員歯科医師会か、訪問診療を行っている歯科医院にご相談ください。

### Q14 薬は届けてもらえますか。

A14 在宅療養の方のご自宅へ、薬をお届けするほか、飲み方や管理の方法についてのアドバイスもできる薬局があります。かかりつけ医や、かかりつけの薬局にご相談ください。

### Q15 在宅医療では、看取りまで診てもらえるのですか？

A15 在宅医療では、病院ではなく、住み慣れた家で最期を迎えることができるのが、メリットです。ご本人が自宅での最期を望んでみえるなら、ご家族は、その時がきても慌てないよう、あらかじめ主治医や関係医療機関等と、相談しておきましょう。臨終の時に医師が居合わせることは難しいかもしれませんが、医師の訪問が呼吸停止の後になっても、死亡診断書を書くことができます。

